

# 韓国におけるレセプト情報の活用 薬剤を中心に

岡本悦司(国立保健医療科学院)

【参考】総務省委託研究「レセプトオンライン化に関する韓国実態調査」2006年3月

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2006/060425\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/060425_2.html)

【参考】岡本悦司. 海外のレセプト情報活用の例－韓国. 公衆衛生2007;71(12):1015-20.

【参考】井伊雅子編. アジアの医療保障制度. 東京大学出版会(韓国の章を分担執筆)

# 審査評価院(Health Insurance Review & Assessment, HIRA)とデータウェアハウス



# 概要

(2008年年報より)

- 医療費の審査ならびに医療の適正性評価を一元的に行う公法人
- ソウル本部＋7支部
- 職員数1760人(管理106人，審査職員991人，事務418人，研究者73人，IT技術者155人，その他17人)
- 2007年取り扱い件数10億件，電子化率99.7%

# 組織

- 管理部
  - 革新計画室
  - 総務部
  - 顧客支援部
  - IT及び通信部
- 業務部
  - 審査部
  - 評価部
  - 監査部
  - 医療扶助部
- 開発部
  - 総合管理システム開発室
  - 医療給付基準部
  - 薬剤管理部
  - 診療報酬点数表開発支援室
- 研究開発センター
  - 審査及び評価研究部
  - 政策及び情報分析部
- 韓国薬剤情報サービス
  - 薬剤情報管理チーム
  - 薬剤情報分析チーム

# 法的根拠

- 国民健康保険法第56条 (審査評価院の業務)
- ① 審査評価院は次の各号の業務を管掌する。
  - 1.療養給付費用の審査
  - 2.療養給付の適正性に対する評価
  - 3.審査及び評価基準の開発
  - 4.第1～3号の業務と係わる調査研究及び国際協力
- 施行規則(保健福祉部令)第21条(療養給与などの適正性評価)
- ①法第56条2項の規定により審査評価院が療養給付などの適正性に対して評価をする場合は医薬学的側面と費用效果的側面の両面で療養給与を適正に行ったかを評価しなければならないし、その評価結果を公開しなければならない。
- ②第1項の規定による評価は療養機関別・診療科目別または傷病別で区分して評価する。
- ③その他適正性評価のための詳細的な評価の基準・手続き及び方法などは保健福祉部長官が告示する。

# 収集されるレセプトデータ

入院, 外来, 調剤, 漢方のあらゆるレセプトに含まれる個人情報, 傷病名(ICD10コード化が義務づけられる), 診療行為, 薬剤情報。氏名や住民登録番号と呼ばれる総背番号も含む完全な個人情報として医療機関より直接オンラインで提出

- オンライン請求されるレセプトをデータベース化(データウェアハウス, DWと呼ばれる)
- 約5000万人国民からの年間10億件のレセプトを5年間にわたって蓄積(100テラバイト)